

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第3回 東村山市地域公共交通会議				
開催日時	平成29年10月3日(火) 午前10時00分～11時35分				
開催場所	市民センター1階 第7・第8会議室				
出席者及び欠席者	●出席者： (委員) 鈴木文彦会長・粕谷裕司会長代理・関根康洋委員・舟島亨委員・中條基成委員・加藤安信委員・上坂裕美委員・齋藤員幸委員・佐伯昭委員・小野寺直人委員・小河憲司委員・小林俊治委員・島崎政一委員 (オブザーバー) 一般社団法人 東京バス協会 地宗知子 乗合業務部係長(市事務局) 尾作まちづくり部次長・中澤公共交通課長・島田係長・柴田 ●欠席者：今野浩児委員・中西宏委員・佐藤和明委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由		傍聴者数	23名
会議次第	1. 開会 2. 議題 3. その他 4. 閉会				
問い合わせ先	まちづくり部 公共交通課 公共交通係 担当者名 島田 電話番号 042-393-5111 (内線2762) FAX番号 042-393-6846				
会 議 経 過					
1. 開会 事務局 本日はお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。ただ今より平成29年度第3回東村山市地域公共交通会議を始めさせていただきます。 本日は、今野委員、中西委員、佐藤委員よりご欠席の連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。 また、今野委員におかれましては、10月1日付 人事異動の関係で後任のかたへ委嘱の手続きを行っているところでございます。 今野委員に代わり、議決権はございませんが、東京バス協会のオブザーバーとしてご意見をいただきたく、地宗知子様においでいただいております。 続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。本日も配りいたしました会議の次第と、【資料1】「協議内容」となります。不足等ありませんでしょうか。 先の9月22日(金曜)に開催させていただいた、「平成29年度第2回東村山市地域公共交通会議」後に、それまで、お話しをさせていただいていた前提条件が変わった部分がございます。のちほど、事務局よりご説明させていただきます それではこれより、会議の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。					

会長：おはようございます。

それでは、開会に際しまして事務局に確認をいたします。傍聴希望者についてはいかがでしょうか。

事務局：23名の傍聴希望者がいらっしゃいます。

会長：それでは委員の皆様にお諮りいたしますが、23名の傍聴希望者が待機していらっしゃるということです。このたびの傍聴について、ご意見はございませんか。

・ ・ ・ 異議なし ・ ・ ・

会長：それでは入っていただいでください。

(傍聴者入室)

会長：それでは会議に先立ちまして、傍聴の皆さまにお願い申し上げます。当会議を傍聴されるにあたりましては東村山市地域公共交通会議の傍聴に関する定め第4条-傍聴者の遵守事項等をお守りいただきます様に、会議の進行にご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは次に、委員の出席状況について事務局に確認させていただきたいと思ひます。

事務局：出席者13名、欠席者3名となっております。

会長：それでは委員16名中、13名の出席ということで東村山市地域公共交通会議条例第5条第2項の過半数の出席という成立条件を満たしておりますので、ただいまより平成29年度・第3回東村山市地域公共交通会議を開会いたします。

2. 議題

会長：それでは、本日の議題は多摩湖町地域における所沢市との広域連携についてということでございます。前回の段階では、本日の会議において、前回までの議論をベースに採決を行うということでご案内をしたところでございます。ただ、その後、取り巻く状況というか、前提条件に変化がありましたので、このあたりにつきまして事務局から内容を説明していただき、基本的にはこれをベースにもう一度議論をしていただきたいと思ひます。ただ、本日はやはり結論を出す会議という風に位置付けておりますので、もし合意に至らない場合は当初のご案内通り採決という形をとらせていただきますが、前回も申し上げたように、基本的にはこの地域公共交通会議は、皆さんの合意が得られるまで話し合いをしたいという思いですとやってきておりますので、説明の後にまた議論をお願いしたいと思っております。それではまず、事務局からこの間の状況の変化・前提条件の変化について、ご説明をお願いします。

・事務局から説明

事務局：それでは、前提条件の変化についてご説明いたします。資料は【資料1】になります。前回の会議資料の資料3でも記述させていただいておりますが、実証運行は、所沢市では行ってないため、次の見直しまでの期間は運行を継続する必要があり、次の見直し時に、運行継続の判断を行うこととなります。所沢市の運行計画見直しまでの期間、概ね「5年」とお話をさせていただいております。

その中、9月22日の所沢市議会9月定例会での「延伸を考えるのであれば、東村山市のガイドラインにのっとり、1年間の試験運行としてはどうか」という質問に対する答弁の中で、「延伸するとなった場合、実施の運行にあたり利用がほとんどない状況が続けば、見直し期間の概ね「5年」にこだわらず、東村山市と協議し、運行期間を検討

する」と所沢市議会での答弁が有りました。これまで課題の一つでありました、実証運行の前提条件が変わりました。今後、所沢市と答弁にありますように、実証運行1年間に向けて協議を進めていきたいと考えております。前提条件の変化についての説明は以上です。

会長：説明にもありましたように、これまでの前提条件は、所沢市のところバスの見直しのサイクルが概ね5年ということでしたが、これにのっとり、継続期間を判断するという前提条件のもと、これまでの議論は続いてきましたが、今の説明によると正確に1年間ということでは決まった訳ではないようですが、東村山市のガイドラインに1年間の実証運行というものがあり、これに沿ったかたちで所沢市のほうの5年間という見直しの前提にはこだわらず、利用状況の方から判断をするようにしたい、つまり、実証運行という言葉が使われてはいないが、実証運行という考え方に即した取り扱いが可能になったということで、実証運行的な運行をしながら利用状況をみて、1年あるいは、その5年以内の間に判断をする可能性が加わったということでご理解をいただければと思います。前提条件が前回と変わりましたので、皆さんからご意見をいただき、少し議論をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員：一つ伺いたいんですけど、今までのお話ですと、30年10月運行で、実証運行みたいなものを作って、1年後に判断するという話だったのでんですけど、その場合は、勿論、沢山ご利用される方がいれば、継続的に進めるだろうし、思ったほどいなければ、多摩湖町乗り入れは中止という判断になるとは思うんですけども、中止判断というのは、5年より手前ですということですか？今の話ですと。

会長：そういうことですね。

事務局：実証運行の期間につきましては、今後所沢市と協議をして決定していくこととなりますので、その判断の基準になるものにつきましても、今後この会議でご意見をいただきながら、検討してまいりたいと思います。以前から議会の答弁等でもお答えしていたり、前回の会議でも説明させていただいていますけれども、所沢市の平成27年度における、路線の全体の実績として、収支率33%という数字がございます。この33%から東村山市内の6バス停の1日当たりの乗車人数を試算いたしますと、11人1バス停あたり2人となります。一方当市の運賃体系である180円かつ、収支率40%で算定した場合で試算いたしますと、一日当たり乗車人数6バス停で17人、1バス停あたり約3人でございます。前回の会議の資料2では、平成28年度の吾妻循環コースの乗車実績61,677人、これを維持するためには6バス停で1日11人の乗車が必要ということでご説明しておりますけれども、現状88か所のバス停1か所当たりの利用人数を割り返しますと、約1.95人ですが、この利用人数がバス停6か所分増加するという見込みで試算いたしますと6か所分で約12人、(11.71人)になります。年間で4,205人の増加が見込めるというような試算をしております。このような案で、今当市の方では考えておりますけれども、今後所沢市と協議を進めつつ、そこについても会議からご意見をいただきながら、進めてまいりたいと思います。以上のことを踏まえて、「ところバス」の乗り入れについてご判断をいただきたいと思います。

会長：今の委員からのご質問の最後の所は、5年間よりも前に結論は出せるという形になったということになります。前回までは、所沢市の見直しの時までは見直しは無いということが前提だった訳ですけども、きょうの段階においては、それよりも以前に見直しの判断をすることがありうる。

委員：だとするとですよ、やはり私は、意向調査で、皆さん乗らないと言っているところが私としては一番引っかかる場所なので、もう少し多摩湖町の中で、多摩湖町あるいはその周辺地域、バスに乗る可能性が有る地域の中で、もう少し所管と地域組織そして住民の皆さんが一緒になって、話し合うという機会が必要ではないかと思うんですよ

ね。いつ抜けてもいいということになれば、逆に言うと1年後に入ってもいいということになると思う。1年後あるいはいつだか分からないですけども。もう少し地域の中でご意見をしっかり、地域組織のご意見は分かりました。だけれども地域住民の皆さんの意向というのをもうちょっと良く掴むべきではないかと思うんですけども、それはできませんか。なぜそういう話をするかという、前々回の時に委員から、地域にこの結果を持って行って話し合ってくださいというようなご意見が出たんですけども、前回事務局の方はそれはしていませんと、地域組織にお伝えしただけですと言うことだったんですよ。乗るのは地域組織の5人ではなくて、少なくともアンケートの対象になった4,900人だと思うんですね。やはりもうちょっと、地域の方にこういう路線はいかがかということを知らせるべきだと思うんですよ。ただ、私は、だから、地域組織が、何年間も考えてきたということは、それは承知しているし、尊いことだと思いますけれども、で、何年もやってきたにもかかわらず、意向調査と、結果がずれるのはどうしてなんだろうなというのが、一番の疑問なんですね。地域組織がここ1、2年で立ち上がった訳ではないので、何でそこに、そんなにずれちゃうんだろうと。で、例えば以前の美住町の時には、私たち、・・・

うるさい【不規則発言あり】

委員が、きちんと試乗にも行っていますよね。で、地域組織とその説明会、地元の説明会の中で、所管の方もきちんと説明をされている。やっぱり、みんなでやるという仕組みが、今回の路線についてはできていないんじゃないかなと思うので、ここ、多摩湖町が不便地域であるということは勿論この会議にいる人は、みんな分っている訳ですよ。それは当初から、私が入ったのは3年半前ですけども、それより以前、ずうっとやってきた方には、どこの地域が足が無いということも分かっていると思うんですよ。でもって、ここで話し合うのは、やっぱり生活に密着した路線を作りたいということが、元々の話し合いなので、で、アンケートの結果でも、病院に行きたいとか西口に行きたいという様な結果が出ている訳ですよ。で、所管の皆さんは、そういう場合でも西武園までバスで行って、東村山の駅まで電車で来て、そこから乗り換えて行けばいいという風におっしゃっていましたが、そういう行き方をしてもいいとおっしゃっている方は逆にどの位いるのかなというのが疑問なんですけど、皆さんどうお考えなのかと思って。ずうっとそこが不思議なところなんです。実証運行のことは分かりました。だけれども、本当に生活に密着した路線なのかなというのが問題かなと思っています。この路線ができれば、基本的に多摩湖町地域は、ピンクで塗られている部分は、交通不便地域から外れる訳ですよ。それで多摩湖の人は納得できますかというのが、私は疑問かなと。まあ、自分は住んでいないから本人達がいって言えばそれでいいんですけども。

会長：事務局から何かコメントありますか。

会長：私から一つ申し上げたいのは、前回にも申し上げたんですけども、これは、地域組織の中で色々検討した中で、例えばこちら方面、病院だとかあるいは東村山駅方面に、これまでの様な形でのコミュニティバスを設定するのは、非常に難しい、要件的に難しいという結論のまま、いわば前へ進めましょう的な…

委員：会長。

会長：はい、何でしょうか。

委員：大変申し訳ないが、狭いというか、声が響くのか分かんないんですけど。確かに、ちょっと、あの、集中できない。ちょっとそれ問題だと思いますので…特に

委員：よろしいですか。集中できないとか云々の前に、恫喝するというのは謝んなきゃダメですよ。

委員：いやいやいや、おかしいですよ。

委員：うるさいじゃないですか。

委員：これはおかしい。会議が成立しません。あれはおかしいです。

会長：傍聴の方に当初申し上げた通り、会議の進行の妨げになる様な私語は謹んでいただきたいと思います。それは先ずお願いしておきます。その上で今、前へ進めない状態だったと、その中で、いわばその課題の一部を改善できるかもしれないというような話の中で、今回のところバスの延伸ということが出てきた訳で、つまりこれは、必ずしも、これが多摩湖町地域の交通空白、交通不便を、全て解消するという前提のもとでこの案を進めてきた訳ではない。ですからこれが実現し、実証運行としてできる様になったから、全て問題が解決だという捉え方をするかというと、私は少なくともそうではないと思っています。

委員：会長のご発言はもっともだと思えますけど、実際にそのあとに多摩湖町に対して、今後の手当てが有るのか。それと、あと、交通不便地域から外れる、ピンクじゃなくて白くなるのかという所を聞きたいんですけども。

会長：事務局から何か有りますか。

つまり、今回のところバスの延伸によってバス停ができる訳ですね。これをベースに多摩湖町地域の交通不便地域のいわゆる、今まで色が交通不便地域として塗られている所を解消することになるのかということです。

事務局：よろしいですか。会議の前回、前々回でしたか、お話いたしましたけれども全部が解消されることではないと考えております。一定程度解消されると考えております。事務局から一点、所沢市との広域連携についてお話をさせていただきたいと思います。所沢市との広域連携について従来説明させていただいていた通り、平成30年に交通計画の改定が有るということで、この話に、ご相談に乗っていただいた経過がございます。所沢市の方に、仮に、その次の計画に乗れるかという話を事務担当同志でお話しをさせていただいたことがございます。所沢市としては、今回、平成30年の計画、見直しが有るということで、それに、丁度、言葉が悪いかもしれませんが、乗れたということでございます。そのあとに、従来私の方からも説明をさせていただきましたけれども、所沢市の考え方というのは、変わる可能性があるということでご説明させていただきましたが、所沢市としては、その次の平成30年の交通計画の後の5年後ということで、相談をかけられた場合には、相談には乗れないと事務担当レベルではございますが、そのように伺っております。その理由としては、まず吾妻循環の一部変更を考えているということで、それに今回の延伸が乗れたということでございます。吾妻循環の延伸コース、変更コースが固まったのちに、また、東村山市から相談をされても、それは相談に乗れませんとはっきり伺いました。以上です。

委員：確認なんですけれども、今、交通計画とおっしゃいましたけれども、それは、所沢の交通課というか、所管レベルの交通計画ですよ。別に公式に有るわけじゃないですよ。

事務局：委員のおっしゃる通り、形成計画、国などの形成計画とかいう様なレベルの計画ではなくて、運行計画、所沢市の運行計画の話だと思います。向こうのお話で、交通計画という風にお話を伺っていますので、その様な交通計画という風な言い方をさせていただきます。

会長：まあ、だから一つはタイミングということの問題もあったということですよ。だからその辺をどう皆さんが判断するかということです。確かに地域の方から広く、意向を伺うこと、それは勿論大切なことだと思います。ただ、このタイミングということも、一つは、やはり、今説明の有った様に、この機会だからこの延伸計画に合致することができたということも有る訳で、この辺をどう判断するかということだと思います。

委員：先程出ました所沢市の市議会での発言、1ヵ年でどうかという議員の質問に対して、

所管、まあ行政が答えた。それはつきり1年と出ているのですかね。それと所管としてはそれを、確認をしたのかどうかというのが1点、それから、きょうの会議で結論を出すというのは、この1年、1ヵ年の実証実験といいますか、試験運行がなされたらという前提なんですかね。それともこれは、やがて所沢の議会なりの判断でひっくり返ることも有るよと、じゃあこの会議で、ここでいきましょうといったあとでね、所沢の議会なり考え方が変わって、いやあ1年じゃ駄目なんだと、3年やれよと、あるいは5年やれよという話が出てきた時には、きょう結論を出したとしてそれはどうなるのですかね。

会長：はい、その辺は事務局どうですか。

事務局：まず1点目確認しましたか、という話です。これは、9月22日、同じ日の同じ時間にですね、所沢市議会の中で答弁がなされていたようで、そのあと私も事務局が聞きまして、早速所沢市の所管に確認をさせていただきました。この答弁内容については間違いはないということでございます。その年月、その年数が1年ということでお話をさせていただいています。この1年という話は、担当の方に確認させていただきましたが、それで問題ないだろうということなのですが、1点、ちょっと実際の話を見せてください。1年の実証運行という話になった場合、両市に地域公共交通会議が設置されているということで、1年間の運行の実績を通して勘案して、会議の中で、乗らなかったのを廃止しましょうと合意形成がされたとしても、先方の所沢市でも地域公共交通会議がありますので、そちらでも合意形成が必要となってくるということです。もし廃止の協議が調った場合は、当然、運輸局に対し事務手続き等々が発生すると考えております。また、両市の利用者への周知も当然必要となりますし、市議会でのご議論というのにも必要になるかと思えます。ですので、例えば1年間の実証運行という話になった場合でも、実際は手続き等が有って、1年半あるいは2年になってしまうかもしれませんが、ひとまず実証運行の1年というのは、担当者同士で、確認は取れております。以上です。

会長：はい、他にはいかがでしょうか。

委員：はい。私も色々、地域の方々の話を聞いて、やはり多摩湖町の地域は不便地域であることは間違いないので、今回のこの手法が本当にいいのかとなった場合、いわゆる市民の要望としては市役所に行きたいとか、病院に行きたいとか、市の公共施設に行きたいという意味で本当にいいのかなど、また、市の商工会なり、医師会なり、商店の方々から聞いてもですね、ちょっとそれ違うんじゃないかなという意見が出ている。これは私の実際耳に入ってきているのでどうかなと思います。ただそういった切羽詰まった状況でもあるという話もあるのかもしれませんが、そこはちょっと粘り強く交渉していただければという風な気持ちもあります。またしっかりとここまでやってきたコミュニティバスの計画がですね、一瞬にして崩れてしまう危険性を孕んでいると思います。といった意味では、まあお願いして、なんとか、いわゆる、物差しの部分で一緒にできない、できるんですかというところもあります。で、しっかりとしたジャッジメントが公平公正にできるのかという所の部分があるんですが、この辺はどうなっているのでしょうか。

会長：はい、いかがですか。

事務局：はい、先程もちょっとご説明させていただいた通り、運行継続の判断基準につきましては、現在、いくつか案が有ります。この案で決まりということではありませんけれども、今後、この会議の中でもご意見をいただきながら検討して決めていきたいと考えております。判断の時期についても、できるだけガイドラインに近いような形で進めたいと考えてはおりますが、こちらにつきましても会議の中で、ご意見をいただきながら決めていきたいと考えております。

委員：一番ちょっと心配なのは、この多摩湖町の、市の方が乗ったか乗らないかのジャッジをする、まあそこら辺というのはどうやって判断する予定なんですか。

事務局：現在、乗車数のカウントをすることで、その判断基準を決めていきたいと考えて入るところです。そのカウントの方法につきましても、色々模索しているところがございます。例えばセンサーを使ってカウントするとか、実際に乗降調査をしてカウントするとか、色々方法を模索している最中でございます。

委員：問題はそういったことを含めた公平性が、しっかりと、いわゆる物差しが、基準となる、収支率の考え方が違うのでしかたがないんですけども、所沢市さんの場合は、ところバス全体の収支率だと、その路線の収支率というのを、東村山市は路線ごとにやっているわけじゃないですか。で、収入に対して不足の部分を支払いしているルールのなかで、そういったものが、できるだけ近づけないといけないし、私達の、できればこういう風に公平がたもてますよ、どういう風にそれを私達がとれるんですよということを、できるだけ知らないで、ジャッジするのは悩ましい。その辺いかがですか。もし明確に有るのなら教えていただきたい。

会長：どうですか？

事務局：先程の説明の繰り返しになってしまいますけれども、まだこれ確定している訳ではなく、あくまでも案ですけれども、繰り返しの説明になりますけれども、平成27年度ところバスの年間の実績として、収支率33%という数字がございます。この33%から東村山市内の6バス停の1日当たりの乗車人数を算出いたしますと11人、1バス停当たり2人となります。一方当市の運賃体系となる180円になったと仮定して収支率40%の試算にいたしますと1日当たりの乗車数は6バス停で17人、1バス停当たり3人となります。前回の会議でも、資料2で、乗車実績のところバス28年度の見込みですけれども、61,677人、これを維持するためには6バス停1日12人の利用が必要という資料を出させていただいておりますが、現状の88か所のバス停が94カ所に増加した場合に、1バス停当たりの乗車人数を割り返した人数が増える場合と仮定した場合に、年間で約4,200人の増加、これを満たさない場合は、乗らなかったという判断、このような案で今考えているところではあります。但し、確定している訳ではございませんので、地域公共交通会議でもこの事案についてご意見等をいただきながら決めていきたいと考えております。

委員：かなり今までちゃんとやってきたものから比べるとやはり、曖昧な部分が多いし、しっかりとしたジャッジができるのかなと不安になってしまうくらいですね、こうやって自分が出てきたからこそ感じる部分ですね。分かりました。

会長：はい。

委員：先程から、前回、前々回から収支率あるいは、などれくらい乗るんだという話が出ていますが、今の想定というのは、例えば多摩湖町Bバス停から乗って所沢までをカウントするんですかね。それとも市内の分、東村山市内の分を念頭に置いているんですか。所管としては。

事務局：市内の部分だけのカウントで考えています。

委員：するというその運賃というのはいくらの想定をしています？100円なのか180円なのか

事務局：今の説明で申し上げたのは収支率40%で考える場合は当市の運賃体系から、180円で考えた場合ということで、これはあくまでも現段階の案ですから。

委員：委員さん、今の吾妻循環の路線の中で、例えばBバス停から西武園の駅まで乗りました、と、これ180円の設定ってできないですよ。

委員：できます。

委員：距離でやっていくやつ

委員：地域公共交通会議を双方で通していただければ、運賃は届出なので。

委員：システム上それは可能なんですか？

委員：できます。システム上は問題ないです。許認可上の話は委員さんから言っていたければと思いますけど、システム上は問題ないです。

委員：180円で設定、仮にしたとして、じゃあ、多摩湖町真ん中のBバス停から西武園迄180円というのは納得性が有るのかどうか。それでそこから先へ行くと今度は100円になるんですね。

委員：はい。所沢市内は初乗り100円をやっていますから。

委員：例えば西武園から、そのあたりの、収支率にとらわれて運賃収入を過大にみているんじゃないかなと、前回もそんな話をさせていただいたと思うんですが、これでやってきて、ここは180円ですよ、その先の部分っていうのは100円なんですよ。これで利用者が納得するのかどうか。

委員：しない。

事務局：今、お話しした運賃についてはあくまでも仮定です。実際に運賃収入を出すことはできませんので。その辺はご了承いただきたいと思います。

会長：今の事務局の話は、別にその市内の区間を180円に設定しようという話ではない。

委員：ただ、計算のもとになっている180円ですよ。

会長：そう。あくまでその運賃などについては、ところバスを準用するというのが以前から説明の通りです。

委員：ただ、収支率算定する時にね。8割高い運賃で計算しちゃうと、実際蓋開けてみてとんでもないことになるよと、

会長：ただその辺は何度も事務局も言っているように、判定する場合の案を今いくつか言われていることですので、これはおかしい、これをこうするという話は、これはまたできる。このあとでもできる話。

委員：はい。

委員：東村山市内の走行区間は、180円で、また、東村山市内に設置した停留所からの初乗り区間を所沢市に行っても180円にするとかというのが通常かなと思います。所沢市内での初乗りは100円という、ところバスの運賃体系で、そこは差し支えないかなと思います。

会長：いわゆる許認可上の運賃だとかその設定はそういうことでいか様にも、いか様にでも、と言っはいけないですけど、できますので。それは齟齬の無い様にすることは可能と。

委員：いや、あの、先般の問題、西武園の乗り継ぎの話が出ています。先程も出たりしています。この、仮に180円で設定しちゃうとこっちが140円になる、そうすると多摩湖町から東村山の駅まで320円になるよという話が、説得性が有るかとかという。

会長：まあだから逆に所沢のをそのまま準用していった方が使い易いという話ではないですかね。

委員：と、自分はそう思います。

会長：取り敢えずのところは、今迄の議論の中で、サービス内容全般については現行の所沢市のサービス内容でいいということで説明もされてきましたし、一応そういうことが前提条件には今のところなっていますので。

委員：また同じ話の堂々巡りになりかけておるなという感じがするんですけども、基本的に、これで既決してしまうという話ではないはずなんですよ。で、さっきも質問がありましたけど、例えば実証運行1年やって、それで、無くなるんですか？駄目だったら無くなるんですよ。それは当たり前の話ですよ。私だって数字が追い付かなかったら反

対ですよ。だからそういうことを前提にして、それが結論出るまでは、いう話は堂々巡りになりますよ。いうことを、会長済みません。後ろで声がするんですよ。これがさっきの恫喝になったりそういう話になっているので、これを止めてください。私も非常に気になる。

会長：はい。ちょっと私のところへ聞こえてくるのとそうでないのと有るものですから。

委員：ですからそういう意味では、今の話をどういう形でもっていくのかというのは、前回もやった様に、取り敢えず、この方法しかないんですと、バスにおいては。であれば、これを暫定的にひとつやって、おとしていきましょうよと。おとすことを黄色から白になるんですか赤になるんですか、ということの結論を、今ここで協議をする内容ではないと思うんですよ。だから40%をどう見るか、それもペンディングですよ、皆さんの判断ですよ。ただ、今ここで何をすべきか、ということの判断をしましょうということ、申し合わせているはずなんで、話をフィードバックして、元へ戻して、また同じことで結論が出ない云々ということは控えていただきたい。進行する側で、よろしく。

会長：それはそのつもりです。まあ条件が変わったので一度皆さんのご意見を伺うということなので、きょう、もし話し合いの中で合意ということになれば、当初の予定通り採決をさせていただきますので、今日は、結論は出します。というのは、何度も申し上げますが、一つはこのタイミングで結論を出さない限りは、この話自体が無いということですので。

会長：はい、どうぞ。

委員：私も意見なんですけど、委員さんおっしゃる通り、このアンケートの第1回の数字とかを、皆様がどう判断するかというのが大事だと思いますので、それはそういった形でよろしいと思います。まず、まとめていただいたアンケートが大変良いものですが、対象の人数が4,600人の人口のところ、対象が2,200人、回答で利用したい方が300人、まあ回答数の40%で過半数よりは少ないんですけども、この300人という数字、私個人的にはそれほど少ないとは思ってなくて、多摩湖町1丁目とか4丁目とかの駅が中心としてある地域の方々やはり、あまり利用したくない、という数字がやや強めになっていますし、前回申しあげました通り、バスはやはり少しずつ不便な乗り物ですので、すぐダイレクトに目的地に行けるという場合は少ない面があります。バスとバスの乗り継ぎも有りますし、バスと電車に乗り継がなくてはならないし、結構な徒歩を強いられなければ行けない所も多々有りますので、逆に言うと、1年間でも可能性ありというこの試験運行というのは、ハードルが大きく下がったということですので、すごく画期的ですごいなと思います。逆に運行をやってみたら、このようなアンケートを取って、それで本当の意味での、実施後の皆様、地域のご意見とか地域組織のご意向だとか、それから上がってきた数字等の結果をまた会議や地域の方々とか事務局とかで色々協議されて判断するという方がまあ、自然といたら変ですけども、やらないうちから、こういった想定での問題点は確かに有りますし、お金も掛かること、市の予算は限られた中でですね、勇気もいることかと思えますけど、やらないうちからあまり議論するよりも、1年間、1年半なりというところの短期間で、それ程負担も大きくはなく、実施できる下地が整っているかと思えますので、やってみて考えるというのがよろしいのかなと。バスは前にも申しあげましたけれども、路線を新たに引くのは、手間がかかりますが、ものすごく難しいというわけではなく、引くことよりも持続性とか継続性が非常に難しい問題ですので、そういった意味では、試験的でもやってみて色々そういったお声とかをいただいて、改善の余地があるのか、もうやらない方がいいのか、それとも継続していけるかっていうことに、チャレンジしてみるというのは、現段階かなり議論は煮詰まってきましたので、いいんじゃないかなと思います。これは私の意見でございますので、そういう風にちょっと思いました。以上です。

会長：はい、どうぞ。

委員：今の委員のご意見に私も賛成です。それで、いずれにしても前回の会議録を見ますと実証運行というのは運行される、非常に期待ができる様に思いますし、また、関係の方々のご努力にも敬意を表します。やはり、コミュニティバスとして、都県を跨って運行される訳ですから、全国初という風に言われておりますけれども、画期的なことだと思っておりますよね。そういう意味で、結果として是非成功はしていただきたいと思っております。仮定というのは、やはりあくまで仮定ですから、分からない部分が非常に有ると思っております。人のやることですし。ですから、きちんと実証運行を、お互いに見て、その結果で議論をするということは非常にいいことだと思っております。いずれにしても関係の方々のご努力に敬意を表します。以上です。

会長：ありがとうございます。他には何か。

会長：前日も申し上げました様にこの会議の結論に対して、付帯意見を付けることは可能です。ですから、そういう意味をもって、もし、採決をとらないで、実証運行をするという案に持っていけるのであれば、そういう方法が有りますし、今のところ、完全な賛否両論というよりも、意見の食い違いは有りますので、やはり、どこかで採決というような形での結論を出すのかということ、私はできれば前者にしたいと思っております。他にご意見有りますか。

会長：はいどうぞ。

委員：先程、委員の懸念というか、ピンクが白になるという可能性があるんじゃないかということに対して、付帯意見として、例えば住人意向調査に鑑みて、さらなる住民が望むところ、どういう表現になるか分かりませんが、医療機関なり、市役所なり、駅への交通を確保する為の努力を求めると、いう様な内容を文言として入れていったらいかがですかね。これ何も無いともうこれで、ピンクが白になっちゃうという話だけで終わってしまうといけませんので。住民意向調査の中では、一番行きたいのは病院なり市役所がいいというのが有りますので。それを担保できるような施策を行政に求めるという様な文言を入れることはどうですかね。私はそうしたいと思っております。

会長：はい。他にはいかがでしょうか。

委員：よろしいですか。私は前回から申し上げているように、この事業に関しては賛成なんですけれども、会長のおっしゃっているように100%十分条件を満たしているとは思っていません。その他に今回のオペレーションも入れて19件ですか、19地域ですか、不便地域というのは市内に有る訳で、この地域に限定してドアツードアみたいな形ですね、その、病院迄とか、どこ迄までとか、というのを限定するのではなくて、総合的に市域全体において、その新しい交通システムの構築を検討するという風な入れ方にしていただいた方が、私はいいと思っておりますよ。多摩湖地域に限定しているんじゃないんですね、というのは、やっぱり公平性ということからいくと、それで、これだけ揉めて、他の施策が落とされました。他の地域がどういう風な要望を出してくるかということ考えた時に、やっぱり公平にやっていかなくてはいけないという気がしますので、今委員のおっしゃったのは、何もA点からA点ということ想定しておっしゃっているんじゃないと思うので、市域の中でやっぱりそういうことを協議をして、そして模索をしていくという様な形の必要性が有るよ、という書き方をさせていただくのがいいんじゃないかという気はします。

委員：ですからそれを拡大するとバスに限らずということになっていくんでしょうね。他の手段も含めてということ？

会長：そうですね。それは結局今回の場合も、コミュニティバスという形で検討をし、そこでの行き詰まりということはず一つ有る訳ですから、それは、可能性の有る話とし

て、他の手段も俎上に乗せていくと、そういうことです。

委員：そうですね。

会長：但し今委員おっしゃったように、これは市域全体同じ共通の問題ですので、

委員：それ前提ですね。

会長：その時に同じレベルで議論ができるような話で検討を進めると、こういうことですよ。

委員：これここで押さえておきませんと、例えば5年経つとみんな公平に5歳ずつ歳を取っていく訳ですよ。そうすると家から出られない、あるいは、今あの、久米川町でこの間ですか、地域懇談会で買い物ができないという様な問題とか、本当に日常生活、明日どうするのという話がたぶん5年経つと、もっともっと深刻になってくると思うんですよ。何らかの手を打っていかないと。

会長：勿論そうです。今は割と皆さん、まだ、自分で車を運転できる人が多いし、それから自転車も普通に乘れる方が多い。これが本当にあと5年すると、車も運転できない、自転車怖くて乗れないという人がどんどん増えてくる。一方でバスやタクシーの方もドライバーがいなくなってしまうという問題があります。だからそういう時代を視野に置いた時に、どんな方法が可能なのか、どんな手法だったらみんなで取り組めるのかといったような議論は今からしていけないと、恐らくその時になったらもう間に合わない。現実的に今、まだこの辺ではまだそこまでいっていないけど、地方では、特にこの10月、全国各地でそういう現象が有ったんですが、バスのドライバーが足りなくなったんで、もうドライバーの人数に合わせたダイヤしか運行できません、だからここは廃止しますというのが今たくさん出できました。これはいずれ、大都市圏でもそういった流れになる可能性が有ります。それとタクシーも地方ではかなり撤退をしました。そういう状況の中ですから、そういうことを視野に置いた議論をこれからはしていかななくてははいけない。それはもう間違いの無いことです。ですから当然東村山市でも今後はそういったことを視野に置いた議論というのは、恐らく必要になってくると思います。

委員：やっと正常な形の議論に戻りました。ボタンの掛け違いを一つやると駄目なんですよ。だからそういう意味では、

会長：申し訳ございませんでした。

委員：いやいや会長が悪いんじゃないくて、ここにいる全員がですね、反省しなくちゃいかんことだと思います。

委員：それだけ議論が深まったからいいんじゃないですか。最初からみんなの意見が一致している話だったら会議要らないですから。

会長：それではですね、ところバスの延伸、一応1年間、実証実験としてはまあ1年間、実際には手続き等でもう少し延びるかもしれないですけども、そういうような形で多摩湖町に延伸するということに関して、できれば採決というような形をとらずに、付帯意見を付けることで合意をいただけるとありがたいと私は思っているんですが、いかがでしょうか。

委員：賛成。

(複数の「賛成」との声が上がる。)

会長：ではそのような形で結論を付けさせていただいて、今、付帯意見としてお伺いした中で、一つは当然その、今後も住民意向調査といったようなことは継続して必要。当然実証運行ですから、その実証運行期間中に十分に地域のニーズ調査、意向調査をし、どのような形が適切なのかということ、これは当該地域の多摩湖町では当然行います。で、それと同時に市域全体に公平に新たな足の確保方針について検討を始めていくということ、そしてもう一つ、先程委員からご意見の有った、今回の実証実験の判断、これについて、公平公正なジャッジをすることが必要であると。この方法については今後

の地域公共交通会議の中で、何を基準にどういうジャッジをすればいいのかということとはこれからまだ、議論の余地が有りますので、まあ、そういったことで進めていくと。一応今のところその付帯意見として付けるべきというようなことは次の整理でいいかなと思うんですけども、他いかがでしょうか。

委員：一つ。

会長：はい。

委員：意向調査を、例えば今迄の意向調査は、路線を考えているけども乗りますか乗りませんかという所からうちの市の場合は始まっているので、それ以前に日常どのような、例えば交通機関、自転車、車、バス、タクシー色々有りますけれども、どれを使ってどちらの方向に行きたいですかというような、もうちょっと丁寧な生活調査みたいなのを基本に進めていくと、それぞれの地域がもう少しいい案が出やすくなるかなと思います。

会長：そういう意味ではそれは地域全体のことを考えるにあたってのベースとなる調査でそういうことができればということですよ。

委員：基本調査みたいなのが有るといいなと。

会長：それはその通りだと思いますし、他の市などではそういった調査の仕方をしている所も有りますので、それは可能だろうと思いますよ。

委員：道路関係というか交通関係の所で所管している自治体と、所沢市は確か市民部ですよ。

事務局：そうですね。

委員：今の話はこの所管、ここでやる話なのか市民生活の中でやる話なのかという見極めも、すごく、これからさっき会長おっしゃった今後を考えたときにとということを見ると、ものすごくどちらの立ち位置に立つかということが大事じゃないかなと思いますね。

会長：この辺は市の組織の問題も有るので、私から何とも言えませんが、一番適切にその調査をできるところが、やればいいし、交通の側からのアプローチでも人の移動のベースになる調査というのは、交通課でもできると思います。

委員：お金がかかるかもしれないし、行政の横の繋がりということに関して、はたしてここでできるかというのはわかりませんが、こういうことをやって進めていく場合に、前々回の会議で、これは福祉事業ですかと申し上げたことが有りましたけれども、人口の比率と年齢比率というのは違うんですよ、地域において。この辺のところと医療機関との接点、もっと言うならばそういう年齢層の人達の生活のエリアというのは、例えば、一番それで集約してデータを持っているのは、介護保険協議会、ここがかなりデータを持っております、医療機関とも調整をして。それをデータとして貰って、交通形態をどう考えるべきかと大きく網をかけるという意味では、わざわざここで予算を計上してやらなくても、他のセクションでそういうのを持っていますから、その辺のところは活用するようにしていただきたい。ということをお願いしておきたい。なんせ予算がそんなに有る訳ではないので。何でもかんでも調査すればいいというものではないので。そこのところは、うまく行政の中で横の繋がりを持って切磋琢磨してやっていただければと思います。

委員：潤いのあるまちづくりという部分もありまして、東村山市、多摩湖町一番大事なんですけど、もうちょっと広げると13町ある、そして東村山市内で一生懸命活躍されている地域の商店会さんとかある中で、是非そういった方々、また医師会さんも含めたところの意見を入れられるように、まだ聞いてないと思いますのでそこは是非、ご確認をさせていただいてその方々の意見を入れてください。

会長：それでは、付帯事項として、調査に関することを独立させます。最初に申し上げた、

一つは多摩湖町地域に限定した話として、実証実験を行いながら、地域のかたの意向調査等を重ねて、地域ニーズに合った形を今後議論していくということが1点。それから2点目として、市域全体に、新たな足の確保方法について、公平な立場で検討を始めていくということが2点。もう一点として、実証実験の公平公正な判断基準を議論し、公正にジャッジをする方法を考えていくということが3点。それから市民の移動のベースになる意識調査、ないしはバックグラウンドの調査、これを様々な主体を対象に、あるいは原資料を集めながら綿密に行っていく必要が有る。この辺の4つを付帯意見として付けるような形にしたいと思いますがいかがですか。よろしいですか。そうしましたら、これにつきましては、協議が整っていることの証明書というのを、これから、運輸局に対して地域公共交通会議で協議が整いましたという証明書を提出しなければいけません。これに付帯意見も付けた形でのものを、これから事務局に急いで案を作成していただいて、皆さんに見ていただき、了解いただければ、私のほうで案に判子を押すというような形をとらせていただきたいと思います。その作業のためにちょっと休憩を取ります。今すぐにやっていますので、10分程。

事務局：作成してまいりますので、お時間をください。

・・・15分休憩後再開・・・

会長：それでは、再開をいたします。ご静粛にお願いします。今、協議が整っていることの証明書の写しをお配りしています。その4番の所に付帯意見を掲出しておきますのでこれについて、皆さんの確認をお願いしたいと思います。

会長：いかがでしょうか。

委員：先程委員がおっしゃった、地域に住んでいらっしゃる方の意見なんですけれども、市全体として医師会だったり商工関係だったりに対する説明だったり、意見聴取みたいなのは、ここには載せなくていいんですか、どうなんでしょうか。

会長：様々な主体の中ということを入れたつもりだったんですけど。

委員：地域の潤いのある町ということもありますし、やっぱり産業は商工会が…

会長：具体的に入れるとどこまで入れるかという話になる。

委員：医師会とか商工会でいいんじゃないでしょうか。

委員：ちょっとよろしいでしょうか。この会議はこの会議としての位置づけを持っていますよね。商工会は商工会としての一つの組織という位置づけがある、経済団体として。医師会は医師会で一つの位置づけがある。これをどこまで、この地域公共交通会議がどこまで連絡をとってやっていかなければいけないのか、ということに関しては、ここで云々するべきじゃないと思うんですよ。それはまた別の、例えば部長が2人みえていますけれども、役所の中でこれは関連事項だなということで調整をさせていただいたり、委員の揚げ足を取る訳ではないんですけども、例えば商工会という言葉が出て来ました。医師会、歯科医師会か、という言葉が出てきました。医師会、商工会という会が組織として何を協議されて何を結審されたんだろうか、という疑問がうまれてくるんですよ。前の会議でも申し上げたように、あの再現するつもりはないんですよ、ここの会議以外の所でこの地域公共交通会議で審議する内容が協議をされたりというようなことは、これは私はあるべきではないと思うんですよ。だから、抽象的に関連する所に関してというところで留めておいて、あと必要性が生まれたときに行政判断でそれは調整に入るということにされたほうがいいと思います。というのは、それぞれの団体がありがたいと思う所もあるかもしれな

いけど、迷惑だと思ふ所もあるかもしれません。

委員：それは無いです。

会長：それが有るか無いかは別として、ここで、誰にどういう風な調査をするのかとか意向を聞くのかとか、そういうことを今の段階で結論を出すことはできません。ですから、そういうことを一切しませんよという話ではないので、だから、私はここで、様々な主体というような言葉を使った訳です。

委員：具体的に私はこの人たちの意見を聞いているので、

会長：だから、それは今後具体的に意見を聞いたり、あるいは調査をするにあたって、こういう所という風なご意見を出していただくようなかたちにしないと、ここである程度限定的な固有名詞を出してしまうというのは、少なくともこういう協議の結果としての証明書として、決して好ましくない。私がこの会議を統括する者として、そこまではできませんのでそれはちょっと、はっきり申し上げておかななくてはならないと思います。

委員：3番で協調が整っている運賃の種類ので、ところバスに準ずるということで限定しちゃっていいんですか。

会長：とりあえずここは、元々この話をしているこれまでの前提条件として、そういうことで進んできていますので、ですからこれはただ、実際に運賃を決め込むにあたっては、最終的な認可の段階で、いかようにでも、という言い方はちょっと語弊があるかもしれないけれども、なりますので、今後の中で、もし、例えば、東村山の均一に合わせるべきだということであれば、まだそれは時間的には間に合います。

委員：分かりました。

委員：どうやって、すみません、どうやって確認？意向調査というか、そういった人達には聞かない？聞くようなことは機会が全く、

会長：そうじゃないです。何度も言うようですが、そういうことは、当然おっしゃるようにならなければならないと思います。でも、それを誰に聞くかというような具体的なことをこの文書の中に入れることはこの文書の性格上できませんということです。

委員：いやあの、文書は分かったんですけども、具体的に事務局としてはどの様にお考えなのかなということ

会長：それは事務局がお答えする分には勿論

委員：そこが多分聞きたいところなんだと思うんですけど。

会長：それは、だからどういう人に意向を伺ったり、あるいは調査をかけたりとか、委員もおっしゃるようにならなければならないと思いますし、それは事務局の方でそういう風な用意は有りますかということですけども、どうですか。

事務局：事務局としてはまずもって、東村山市タクシー協議会が有りますんで、まずはタクシー業会にも結構影響が出るかなと思いますので、そういう団体等々有りますから、それは説明責任は果たさなければいけないなという風には考えています。

委員：タクシー協議会は自分がいるから問題ないですけど、それ以上に地域の商工会にやっていただけるようなのは無いですか。くんでいただけるような仕組み、その辺は無いですか。

事務局：この内容をご説明するということが良いですか？意見を入れるということですか？

委員：意見を聞いてあげて、意見をくむ善処をする。

委員：よろしいですか。このことに関しては、議会は議会で市民の意思決定機関として協議をした。それぞれのところに於いて地域公共交通会議は公共交通会議としての一つのくくりの中で一つの提案事項に対して結論を出していきますよと。それを、全く、地域公共交通会議が経済団体の意見を聞きましようというような、ちょっと、

私はそぐわないと思うんですよ。医師会の意見を聞きましょうとか、先程申し上げたように例えば介護保険運営協議会のデータをくださいよとかね、そういう話はいいと思うんですよ。あの、年齢、人口比率がどうなっていますかとかですね、というデータの交換はいいと思うんだけど、ここで協議をする内容に対して、経済団体にそれを聞かなきゃいけない、逆に経済団体がそのことに関して機関決定をして、会長名で市長に具申が有りましたとかいう風な話なら、それで市長が、いやこういうのが出てきているけど協議してくれよという話なら分かるんですけど、会議として他の団体にとというのはこれはちょっと。

会長：いや、あの会議としての、例えば、決定の過程において、協議の過程において意見を聞くということではなくて、あくまで調査という意味でね。だから調査という意味では、それは必要な場合があるかもしれない。でも、それをここで具体的にどこどこ、というようなことを挙げるべきことではないし、それは今後のどういう調査をおこなっていくのかという中で、必要性を吟味していくことも有る。

委員：そうですね。必要が有れば、ですね。

委員：一ついいですか。あの、どこに誰に聞くという話になると、大きく色々広がってってしまうことはそうなんですけれども、そもそも何を話しているかということ、地域の中で、皆さんが便利に移動できるように、ありがたく使えるような路線を設定できたらいいねということでここでは集まっている訳ですよ。この、ところバスの話が進んできたのと同じぐらいの時期に国交省の懇談会の中で、役所だったり、この会議も勿論そうなんですけれども、利用者、地域住民まあ利用者という、よそから来る人も利用者だし、あと、事業者だとか、その沿線の企業の人とか、みんなができれば意見、色んな形で意見を拾ってこれるような形の会議にしてくれということ、ちょうど去年の8月ぐらいですね、そういう懇談会が国交省ではあるわけですよ。だから、正式に私たちが聞くかどうかということよりも、やっぱり事務局はそういう努力をしていかないといけないと思うんですよね。だって、皆さん移動先があるわけじゃないですか。移動先がどこなのかによって違うし、その移動先の人だって、使うのが便利になれば、もっとより良く、お互いにより良くなるわけだから、その移動先の代表として今、病院だったりという話が商工の関係だったりという話が出てくるわけ。

会長：それはいいです。それはいいですから、当然、地域公共交通会議はそういう考え方のもとに、少なくとも私はそういうつもりでやってきたつもりですし、これからもそうなんですけれども。だからそういうことの必要の中で、今後当然意見を聞いた調査をかけたとしても有るでしょう。でも、その、具体的な相手先をね、

委員：ここに書かなくてもいいんですけれども、事務局にはそういう準備が有るのかなというところが、やっぱり心配だなというのが皆さん意見だと思うんで。

委員：市民委員として、必要な情報はそれぞれが耳と目と口で情報収集をしてこの会議に臨むわけでありまして、必要な時にはそれぞれの地域にいる市民委員が得た情報をもって、これはここと調整してください。ここと協議をしてください。こういう意見が有りますよということを出して、事務局が動くという流れでいいんだと思いますよ。

会長：基本的にはそういうことです。つまり、ここで、この会議で、こういう風に進めたい、あるいはこういう風にするつもりだということ事務局はやりますんで、やりますというかやらなくちゃいけないんで。

委員：そうですね。

会長：そういう関係です。

委員：今突然事務局にそういった考え有りますかとふられてもきっと今日でてきたことな

んで。

会長：それは当然この会議の中で、必要なことは事務局に要求もしますし、会議として要求もしますし、それは事務局とはちゃんとやらなくちゃいけない。

委員：ですから事務局にはそういったことがいつ飛んできてもいいという。

会長：ちゃんと対応していただかなければいけないということです。文面としては何度も申し上げますけれども、ちょっとそこまで具体的なことを書く必要もないと思いますし、書けないことですので。文面としては様々な主体というところでご勘弁いただきたいところです。他には？よろしければこれで私が判子をつく形で、証明書として、提出をさせていただきたいと思いますが。よろしいでしょうか。

・・・拍手にて承認・・・

会長：ありがとうございます。それでは、皆さんに案として今お配りしているこれを協議を調った証明書として提出させていただきます。どうもありがとうございます。

それではメインの議題はここまでなんですが、次にその他というのがありますので、

委員：一点よろしいでしょうか。あの、今回のこの10月から、恐らく来年の10月からバスが通るであろうということで、この間委員の方で申し上げたんですが多摩湖町の方々、恐らくこんな物を作ってくると思うんですね。ダイヤなりを。その時に西武園の駅で乗り継ぐと、このバスに乗って乗り継ぐとこんな時間に行けますよ、あるいは東村山の駅でうまく諏訪町循環に乗り継ぐと病院へ行けますよ、みたいな、ね、接続時刻表なるもの、そんなものを作って地域に配っていただきたいなど。

会長：いいですね。

委員：いうことを是非。

会長：そういうことでやりましょう。

委員：バスが走ります、だけじゃなくてね。

会長：勿論乗っていただかなければいけない。こういう形で結論を出した以上、地域の方には利用していただかななくちゃいけません。それは地域の方にもこれからお願いしていきたいと思います。そのための手立てとして今のご意見をはじめ、きちんとしたPRであったり、あるいは、上手な使い方という、それは非常に大切なことなんで、それはやっていきたいと思います。それではその他について。

事務局：ありません。

委員：最後の最後にひとこと言わせて貰っていいですか。

会長：はい。

委員：今回の一連の流れの中で、所沢市に対して感謝を申し上げたい。これを議事録に残していただきたいというのが一点。それから、いい勉強をさせていただきました。私は柔道をやっておりますが、試合場、道場以外の所で、我々が柔道をやったら喧嘩になる。正当防衛のハードルがすごく高いんです、3段・4段というのは。だから相手が何かを持っていても、関節をはずしちゃったら過剰防衛でこちらがやられてしまう。まあ、これは戯言ですけども。同じように地域公共交通会議のメンバーとして、場外での活動が、きょう、きれいに会長のおかげで終着したと思っておりますので、最後、非常に気持ちよくこのことが収まったことを感謝を申し上げます。以上です。

会長：ありがとうございます。

委員：本当に素晴らしい会議ができた。自分が力不足で、まだまだいきわたらないと。ただしっかり会議をしなければいけないと思いますので、個人的攻撃とかそういった議論を邪魔する行為は、会議を冒涇していると思いますので、絶対それはあつては

ならないことという風に思います。以上です。

会長：その他ありますか。それでは以上で本日の議題はすべて終了しました。これをもちまして、平成29年度第3回東村山市地域公共交通会議を終了いたします。ご議論のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成29年10月3日付け東村山市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

所沢市コミュニティバス「ところバス」吾妻循環コース

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

所沢市コミュニティバス「ところバス」吾妻循環コース
のうち、東村山市内に延伸する区間

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

現行の「ところバス」に準ずる

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

当該地域について

- 住民意向調査を行い、地域ニーズを担保できる方法について継続的な検討をすること
- 公平・公正な基準を作成し、判断すること

今後について

- 市域全体への新たな足の確保方法について検討を始めること
- 市民の移動のベースとなる意向調査を、様々な主体と連携し、綿密に行うこと

平成29年10月3日

東村山市地域公共交通会議

会長 鈴木 文彦

